

2. 法学部・法学研究科

【到達目標】

本学部及び本研究科のカリキュラムを適切に実行して教育活動を行っていくために、適切な能力を備えた教員を適切な数だけ確保しなければならない。具体的には、新カリキュラムの開始、 Semester 制の導入、定員の実員化など、本学部における 2006 年の教育改革が完成年度を迎えるにあたり、本学部が設置した当初の教育目標を達成しているかを検討し、さらに教育の充実を図るためにカリキュラムの見直しやそれに伴う教員の補充などの検討を恒常的に行っていく。法学研究科の基礎をなす法学部の検討を踏まえ、本研究科でもカリキュラムの見直しや運営についても、学部との連携を強化していく。また、学部及び研究科における教育活動及びその他の諸活動が不当に不均衡となることを避けるために、年齢構成や男女比にも配慮しなければならない。

法学部

【現状説明】

法 学 部	教 授	准教授	助 教	計
	21 名	14 名	1 名	36 名

本学部では講座制を採用していないが、開講科目との関連で十分な教員を各専攻に配置するように努力している。法律学科、自治行政学科の構成は、法学部の教員配置表（大学基準協会基礎データ表 19-2）のとおりである。なお講義科目との関連で、法務研究科と兼担の教授が 4 名いる。このうち、法務研究科兼担教員 1 名及び歴史民俗資料学研究科担当教員 1 名は、法学部の講義を現在担当していない。本学部における主要な授業科目への専任教員の配置状況は次のとおりである。

- ・憲法（教授 2、准教授 1）
- ・行政法（教授 1、准教授 2）
- ・刑法（教授 1、准教授 2）
- ・刑事訴訟法（准教授 1）
- ・国際法（教授 2）
- ・政治・行政学（教授 6、准教授 1）
- ・民法（教授 2、准教授 1、助教 1）
- ・商事法（教授 2、准教授 2）
- ・社会法（教授 1、准教授 1）
- ・民事訴訟法（教授 1、准教授 1）
- ・基礎法（教授 2、准教授 1）

また、本学部における外国語教育や情報処理関連教育は、本学の「外国語科目教育協議会」や「共通教養系科目教育協議会」と連携をとりながら、外国語学部や工学部の教員の補助を受けて実施している。但し、法学部の専門教育の一環として、本学部の専攻科目の C 群科目に「外国書講読」12 単位分、「法情報学」2 単位分、そして専攻科目の関連科目に情報処理 I・II（各 2 単位分）を置き、本学部専任教員や非常勤講師で対応している。

本学部におけるカリキュラムの運営等にあたっては、日常的には、学修進路支援部委員が中心となって、調整を行っている。しかし、2006 年度実施の新カリキュラムの実現では学部長と 3 名の運営委員会を中心に学部の将来構想委員会も参加して、各分野からのカリキュラム案を募った後、その調整及び原案作りにあたり、その上で最終的には教授会において決定している。なお、恒常的な見直しについては本学部の将来構想委員会が当たっている。

また、毎年度の講義時間割については、①重要科目は可能な限り 1 時限に置く、②前年度と大幅に異なる変更をしない、③FYS（ファースト・イヤー・セミナー）については特定

の時間帯に固定する、④昼夜間教育制度を実施している関係から、6・7時限にも昼間の時間帯と同一科目を開講するなどの学部内の取り決めに従って、アンケート方式に基づいて編成した上で、学修進路支援部委員による細部調整によって構成されている。

なお、2008年10月にFD全学委員会が発足したことを受けて、本学部でも法学部FD委員会の主導のもとFD懇談会を開催し、教育・研究活動につき各教員の意見交換を定期的の実施する方向である。

以上のことを踏まえて本学部における教育・研究を実施するに当たっては、学修進路支援部の学部・大学院事務課および教務課との連携を密に取りながら対応をしている。

教員の募集は公募制による。募集する専門分野に近い教員を中心に、全国の大学、関連機関などから情報を収集し、幅広く人材を求めた上で、選考を行っている。任用と昇任の基準は「教育職員選考基準規程」による。任用に当たっては、学部長の提議により、昇任については本人の申請により、「教育職員任用規程」に従い、教授会が3名以上の選考委員を選び、この選考委員会の報告に基づいて教授会が審査しその可否を決める。この決定には過半数の構成員が出席してその3分の2以上の賛成を投票で得ることが必要である。選考手続は極めて厳格に運用されている。この教授会の決定に基づき評議会の議を経て、学長の申し出に基づき理事長が任用と昇任を行う。なお、免職については、教授会、評議会の議を経て、学長の申し出に基づき理事長が行うことが認められているが、法学部では先例がなく、教授会における審議・投票手続についての定めもない。

【点検・評価】

本学部の専攻科目（旧カリキュラムでは専修科目という）については、専任教員がかなりの程度担当している。専攻科目のうち、非常勤講師が担当している科目は、受講者数との関係で教育効果等の観点から専任教員のみでは担当することができずにクラスを分割せざるを得ない科目、専任教員が海外研修のため担当できない科目、担当教員が存在しない科目、科目の性質上、専門家（弁護士、企業の法務担当者、行政官等）に委ねた方が適切な科目等である。

専任教員の専攻分野別内訳に関しては比較的均衡がとれていると言える。学部、研究科における教育活動及びその他の諸活動にとって、教員の男女比は概ね良好と判断できる。ただ、年齢別構成では、全体のバランスから見て、40代から50代前半にかけてのいわゆる「中堅」教員が少なく、今後の人事計画上配慮が必要である。

また、入学定員の実員化を図ったことで、専攻科目担当教員1名当たりの学生数が多くなり、この点の改善が望まれる。なお、法務研究科所属でありながら学部兼任教員については、暫時兼任を解消することが予定されている。

本学部におけるカリキュラムの運営等にあたっては、現状では特に大きな問題はないが、分野ごとの縦割りが進むと相互の調整が困難になりやすい。時間割の調整については教員の自主性を尊重しているために、学修進路支援部委員が過剰な負担を負う場合がある。

また、 Semester制を導入したことによる曜日毎の開講科目の平均化、昼夜間教育制度の導入によるイブニング履修者へ配慮、そしてFYSの時間帯の固定化などから、時間割の組み方に工夫を要するであろう。しかし、今後は、法学部FD委員会主導のもとFD懇談会を定期的で開催し、そこでの議論をもとに本学部の教育・研究の向上を目指すことになる。

これまで教授・准教授・助教のそれぞれに、水準の高い人材を他大学、大学院、実務界等から採用している。いわゆる「学閥」も学部内に存在せず、偏りのない人事がなされている。また昇任についても基本的にはスムーズに進んでいる。基準、手続、運用いずれにおいても特に問題はないものと思われる。

【改善方策】

2006年の教育改革が完成年度を迎えるにあたり、本学部将来構想委員会において、カリキュラムの見直しやそれに伴う教員の補充などの検討を恒常的に行っていくとともに、2010年を目途にカリキュラム改訂を策定する。

比較的手薄であると思われる分野を充実させることと、恒常的な担当者不足を解消させることを、限られた枠の中でいかに両立させていくかは、カリキュラム改訂と長期的な人事計画の中で、法学部の教育研究機関としての位置付けをにらみつつ、慎重に進めていくことが必要であろう。

法学研究科

【現状説明】

博士前期課程	教授 専任	准教授 専任	非常勤講師 兼任	計
	20名	13名	3名	36名

博士前期課程においては、法学部に所属する教授・准教授の全員及び若干の非常勤講師が担当している。

博士後期課程	教授 専任	准教授 専任	非常勤講師 兼任	計
	15名	1名	2名	18名

博士後期課程においては、法学部に所属する教授と1名の准教授、ないしは法務研究科に所属する研究者教員及び若干の非常勤講師が担当している。

大学院担当の専任教員は上記のとおりである。担当教員の募集・任免・昇格については、学部教授会あるいは法務研究科委員会の各決定を受けて、研究科委員会で十分な審査を行った上で決定している。

専任教員のうち博士の学位を取得している教員が2000年度以降減少傾向にあったが、2004年度ころからやや増加傾向にある。

また、本研究科のカリキュラムにある科目のうち、教員が確保できない結果、休講とされるものが毎年度発生している。

法学研究科担当教員は、法学部及び法務研究科の教員とともに、法学研究所の構成員となっており、法学研究所の活動を通じて学内外教育研究機関と交流活動を行っている。「第6章 10. 法学研究所」の項を参照。

【点検・評価】

上記の休講状態は、次の理由により徐々に解消されつつある。第一に、法務研究科発足時に本研究科の教員が不足する状態となっていたが、順次補充された。第二に、准教授に昇任される教員が増えて本研究科の科目を担当することができるようになった。

しかし、法学部には若手教員が多いため、教授の数が十分でなく、博士後期課程の科目を担当することができない。教員の年齢構成に問題がある。

【改善方策】

博士後期課程の担当者問題は、若手教員の昇任などにより改善される見込みであり、また法学部の採用人事において考慮していきたい。